

2024年度

日系社会研修員受入事業
(多文化共生推進/日系協力型)
“日系サポーター”
研修員募集要項



独立行政法人国際協力機構
横浜センター
2023年9月

目次

1. 研修コースについて	2
2. 応募、選考、結果通知	2
3. オリエンテーション	6
4. 宿泊施設	7
5. 経費の支給	7
6. 研修員の資格取り消し	8
7. その他の留意事項	8
8. 研修報告	9
9. 研修修了証書	9
10. 遠隔研修の導入について	9

参考資料

筑波日本語テスト集 / TTBJ test score report スコアサンプル	10
--	----

別表

- 2024 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コース一覧
- 2024 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コース概要

付属書類

応募書類様式

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| 1. 研修申請書 / APPLICATION FOR TRAINING | 様式第 2 号 / Form 2 |
| 2. 履歴書 / CURRICULUM VITAE | 様式第 3 号 / Form 3 |
| 3. 病歴に係る申告書 / MEDICAL HISTORY | 様式第 4 号 / Form 4 |
| 4. 誓約書 / PLEDGES | 様式第 5 号 / Form 5 |

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、中南米地域への日本人の海外移住の支援を実施し、JICA の前身の一つである海外移住事業団（JEMIS）の時代より、JICA の関わる移住者として中南米地域に計約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は 213 万人を超えるものと推定されます。

JEMIS は、農業移住者の後継者育成を主目的として 1971 年に移住研修員受入事業を開始しました。

1974 年の海外技術協力事業団（OTCA）と JEMIS の統合により、移住研修員受入事業は JICA が担うこととなり、1997 年には日系研修事業に改編しました。日系研修事業は、中南米地域への日本人移住者子弟である日系人への技術協力を通じ、移住先国の国造りに貢献することを目的としています。また 2018 年度より対象を拡充し、日系研修事業から日系社会研修員事業へ名称変更を行いました。

当事業により、JICA は 2022 年度までに計 15 カ国から計 5,157 名の日系人の受入れを行ってきています。また、当事業は幅広い分野で日系社会研修員を受入れ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献してきています。

1990 年の日本における出入国管理及び難民認定法改正以降、就労目的で中南米各国から日本へ渡る日系人は増加し、現在およそ 25 万人（ブラジルから約 20 万人、ペルーから約 5 万人）が日本の国内産業を支えています。

しかし、日本で働く日系人の子弟は言葉の問題等から日本の学校で十分に教育内容を理解できず、学校側の支援体制も十分でないのが現状です。また、日系人が集住する地域の医療機関や自治体などの公共サービス提供機関においても、これらの言語を話す職員や通訳が少なく、在日日系人への対応が十分に行き届いていない現状にあります。

一方、中南米日系社会において「日本語教師」「看護師」「幼稚園教諭や保育士」「小・中学校教諭」、「ソーシャルワーカー」「多文化共生の NGO 職員」などを目指す方や既に従事している方がおり、日本での学びを通して自らの専門性を磨く機会を得たいと考える方々が存在します。

本事業は、日本の学校、地方自治体、企業、NGO 等の団体において研修実施先での学びを通して自らの専門性を磨くとともに、日本国内の日系人集住都市で課題を抱える日系人や団体をサポートしながら、日本での学びを帰国後の自らの専門性向上や日系社会の発展に役立てていけるよう、日系社会研修の枠組みにおいて 2020 年度より新規事業として実施しています。

本募集要項は、日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）通称“日系サポーター”への応募にあたっての手続きや留意事項をまとめたものです。ご一読の上、当事業“日系サポーター”へのご応募をご検討下さるよう宜しくお願い申し上げます。

1. 研修コースについて

(1) 事業対象国

2024 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）（以後「日系サポーター」とする）の対象国は、以下の中南米地域 12 か国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

(2) 受入期間

日系サポーターの日本到着指定日は別表にて各コースの来日日を確認してください。受入期間は、研修員が来日する日から離日する日までの期間です。

受入期間はわが国の会計年度（4 月から 3 月）を越えることはできません。来日日の翌日から 4 日間は JICA 横浜にてブリーフィング及びオリエンテーションを受講します。

(3) 2024 年度 日系サポーター研修コース

2024 年度日系サポーターの研修コースは、別表 1「2024 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コースリスト」のとおりです。

各研修コースは研修実施機関での実習を中心とした構成となっています。別表 2「各コース概要」に記載されている各団体の応募資格要件、研修目標や研修計画をご確認の上、研修内容等についてご質問のある際には、提案団体（研修実施機関）の担当者に問い合わせください（研修実施機関によっては日本語または英語の対応に限られる場合があります）。

応募状況等を勘案して受入人数を設定します。

応募はあったものの、実施できない場合もありますので、予めご承知おき願います。

2. 応募、選考、結果通知

応募希望者は、下記（1）および別表 1「2023 年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）研修コースリスト」及び別表 2「各研修コース概要」を参照し、以下の要領にてご応募ください。

(1) 応募資格

日系サポーター研修員は、以下の全ての要件に当てはまる方のみ応募できます。

(ア) 中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす意志を有すること。

(イ) 国籍が、事業対象国あるいは日本国であること。

(ウ) 主たる生活基盤が事業対象国にあること。

日本に在住している、あるいは主たる生活基盤が日本にある応募希望者については、出身国が上記 1. の事業対象国であっても対象者とはなりません。

(エ) JICA 在外事務所の推薦が得られること。

- (オ) 2024年4月1日時点で年齢が満21歳以上であること。ただし、コースで個別に対象年齢が指定されている場合はそれに従う。
- (カ) 高等教育機関卒業以上の学歴を有すること。ただし、コースで個別に指定されている場合はコースごとの要件に従う。
- (キ) 研修を受けるに十分な日本語力を有すること。ただし、日本語能力を問わない研修コースは除く。
- (ク) 研修を受けるに十分な日本語力を有すること。ただし、日本語能力を問わない研修コースは除く。
- (ケ) 日本において、日系人や中南米出身の人々が集住する地域が直面する課題解決に貢献する意欲を要すること。
- (コ) 研修で得た技術や知識を、帰国後日系社会に還元する意志を有すること。
- (サ) 心身ともに健康であること。妊娠中の研修参加は母体と胎児への健康リスクが懸念されます。保険適用外の医療機関受診は自己負担となります。

(2) 応募の流れ

	項目	内容	期日（締切）	参照箇所
1	応募	JICA 在外事務所にて日系社会研修員を募集します。	各在外事務所が定める締切日までに(3)の応募書類を提出してください。	(1) の応募資格および各コースの応募要件
2	各国選考	JICA 在外事務所にて書類選考・面接を実施します。		
3	日本国内選考	JICA 在外事務所の選考通過者について日本国内で選考を実施し、選考を通過した者を仮合格とします。	来日予定日の約2ヶ月前までに仮合格を通知します。	(6) を参照
4	渡航準備開始	来日のための有効な旅券を所持していない仮合格者は手続きを行います。	仮合格通知を受け取ったら速やかに対応してください。	(6) を参照
5	正式決定	JICA 在外事務所を通じて受入決定を通知します。	来日の1ヶ月前までに正式な受入決定を通知します。	(7) を参照
6	渡航手続き	研修のための査証が必要な場合は日本の在外公館で査証発給手続きを行います。	受入決定通知を受け取ったら速やかに対応してください。	(7) を参照

【ご参考】

- ・2024年5月12日(日)、6月16日(日)、7月21日(日) 来日コースへの応募書類：

JICA 横浜への提出締切：2024年1月19日(金) 厳守

- ・2024年10月6日(日) 以降の来日コースへの応募書類：

JICA 横浜への提出締切：2024年6月7日(金) 厳守

各国の応募の締め切りは各 JICA 事務所へご確認ください。

※NS4 か学校教育における多文化共生コースについては来日前の遠隔研修が予定されているため、応募は2024年1月19日(金) 締切

(3) 応募書類

- (ア) 研修申請書/APPLICATION FOR TRAINING 様式第2号/Form 2
- (イ) 履歴書/CURRICULUM VITAE 様式第3号/Form 3
- (ウ) 病歴に係る申告書/MEDICAL HISTORY 様式第4号/Form 4
- (エ) 誓約書/PLEDGES 様式第5号/Form 5
- (オ) 日系諸団体等の推薦書(可能であれば)
- (カ) 最終学校卒業証明書または卒業証書【写】又は在学証明書(あれば翻訳文も添付)
- (キ) IDカード(身分証明書)【写】(氏名・生年月日の確認用)
- (ク) (所有していれば) 旅券【写】
- (ケ) (所有していれば) 有効な日本の入国査証・再入国許可・外国人登録証明書・在留カード【写】
- (コ) (所有していれば) 帰国時まで有効な米国入国査証【写】
- (サ) 顔写真1枚(縦4.5cm × 横3.5cm、カラーのみ、履歴書に貼付すること)及び日本に来日する研修員は来日時に左記の顔写真3枚を持参すること。来日時に写真の持参がない者は日本到着時に自己負担にて顔写真を準備いただきます。
- (シ) 筑波日本語テスト集 <https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/> (TTBJ) の「SPOT90 + Grammar90 + 漢字 SPOT50」スコア(写)

(4) 応募書類作成の注意事項

- ・この要項に定められた様式を用いて応募書類をご準備ください。
- ・様式2～5すべてを選考資料としますので、必ず応募者本人が日本語、または英語で記入してください。英語で記入する場合には原則タイプ打ち(パソコン入力)してください。やむを得ない事情があり手書きで記入する場合には、容易に判読できるよう BLOCK LETTER で記入ください。

(ア) 研修申請書(様式第2号)

- ・研修申請書の記載内容は、できるだけ詳しく、読みやすく記入してください。

- ・ 日系社会研修参加における肖像権の扱いについての記載を確認し、意思確認「同意する／同意しない」いずれかにチェックをいれてください。

(イ) 履歴書（様式第3号）

- ・ 住所は州／県まで明記してください。
- ・ ブラジル／ボリビアからの応募者は必ず来日時に利用する自宅近くの出発空港を選択肢の中から一つ選択してください。
- ・ 語学力は選考時の貴重な情報となるため、資格等を所持していない応募者も必ず自己申告でレベルを記入してください。

(ウ) 病歴に係る申告書（様式第4号）

- ・ 全員提出してください。必ず本人が正しく記入してください。

(エ) 誓約書（様式第5号）

署名日、本人による署名を忘れずに記入してください。この2点が空欄の場合受理できませんのでご注意ください。

(5) 日本語能力判定について

筑波日本語テスト(TTBJ) <https://ttbj.cegloc.tsukuba.ac.jp/>の「SPOT90 + Grammar90 + 漢字 SPOT50」を各応募者がオンラインで受験し、結果により日本語能力を判定します。テスト結果により初級前半（スコア結果0～58）の応募選考通過者は研修準備として日本語の自主学習を行ってください。（キューバからの応募者を除く。）

(6) 選考結果（仮合格）通知

日系サポーター研修員の選考は、JICA 国内機関と提案団体（研修実施機関）が合同で行います。選考結果は来日予定日の8週間前までに JICA 在外事務所を通じて通知します。

その後、JICA 横浜から日本国外務省に対し、選考通過者の査証発給審査を依頼します。なお、査証発給審査の結果によっては、不合格となることがあります。

また、軍籍・軍に関係のある機関に所属されている方の受け入れは、個々の状況を勘案し日本政府により決定されます。

就労や長期滞在が可能な別の日本入国査証【特定査証：定住等】を所有している場合、査証の写しを応募書類と一緒に提出の上、事前にその扱いについてご相談ください。

仮合格の通知を受けた者は、JICA 在外事務所と連絡をとりつつ、来日準備を始めてください。旅券の有効期限を確認の上、日本滞在期間中に旅券が失効する場合は、来日前に更新してください。

(7) 受入決定通知

日本国外務省からの査証発給審査結果をもとに、来日4週間前までに通知します。

(8) 研修の辞退

受入決定通知後の参加辞退は、日系サポーターの運営に支障をきたします。応募にあたっては必ず慎重にご検討ください。応募後、他団体の奨学金等への申請を行うなどにより、辞退の可能性が生じた場合は、速やかに JICA 在外事務所までご連絡下さい。

3. オリエンテーション

(1) 来日前オリエンテーション

合格者は来日に先立ち、JICA 在外事務所で来日前のオリエンテーションを受けます。

(2) 来日後オリエンテーション

研修員は来日後、JICA 横浜で4日間のブリーフィングおよびオリエンテーションを受けます。

通常のブリーフィングとオリエンテーションのスケジュールは以下の通りです。

(ア) ブリーフィング (来日後1日目)

- a. 開講式
- b. 各種登録諸手続き
- c. 諸手当と支給方法の説明
- d. メディカル・カード、銀行カード、ミール・カードの配布と説明
- e. 館内案内

(イ) オリエンテーション (来日後2日目・3日目)

- a. 日本人の海外移住、中南米における日系社会
- b. 日本の歴史・政治・経済・文化
- c. 海外移住資料館見学
- d. みなとみらい地区見学
- e. 健康診断 (受診を指示された研修員のみ)

(ウ) 在日日系社会及び外国人集住都市に関する研修 (来日後3日目・4日目)

(3) コースオリエンテーション

受入決定通知時に JICA 在外事務所を通じて伝えられる「研修日程」、「研修計画」により、日程および研修内容を必ず確認してください。

JICA 横浜でのブリーフィング・オリエンテーションの後、研修員は提案団体(研修実施機関)の所在地へ移動します(担当の国内機関名および担当者氏名は「研修日程」に明記)。移動後、国内機関担当者がコースオリエンテーションおよび生活オ

リエンテーションを行います。

(4) 健康診断

事前の健康診断の提出は不要です。以下の基準に該当する応募者は来日後に JICA の負担により健康診断を受診します。

1) 受け入れ期間 181 日以上

一般健康診断：問診、身体所見、体重、身長、血圧、血液検査、血液生化学検査、血清学的検査、尿検査（検尿）、大便検査（検便）、胸部レントゲン、検査撮影、心電図

2) 受け入れ期間 91 日以上

3) 受け入れ期間 31 日以上、且つ病院等医療機関で実習等を行うコース

2)、3)：胸部レントゲン撮影検査（結核対策）

4. 宿泊施設

日系サポーター研修員は、JICA 国内機関または JICA が指定する施設に宿泊します。研修員が自ら宿泊施設を指定することはできません。研修員自ら宿泊予約を絶対に行わないでください。

来日直後は、JICA 横浜での上記 3. - (2) 来日後オリエンテーションのため、同センターまたは JICA が指定する近隣のホテルに宿泊します。JICA 横浜をはじめ、JICA 国内機関は以下の洗面用具を備えています。その他必要なものについては、各自でご準備ください。

- ① フェイスタオル、バスタオル
- ② シャンプー、リンス、ボディソープ
- ③ 歯ブラシ
- ④ せっけん

JICA 横浜の住所、連絡先は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 横浜センター（JICA 横浜）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

YOKOHAMA CENTER, Japan International Cooperation Agency (JICA)

3-1, Shinko 2-chome, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture

231-0001 JAPAN TEL +81-45-663-3251/FAX +81-45-663-3265

5. 経費の支給

JICA は規程に基づき、日系サポーター研修員に次の経費を支給します。以下は 2023 年度の支給額で、2024 年度は金額が変更になることがありますので、ご了承ください。

経費	支給額等
往復航空賃	JICA が指定する日時と経路の航空券（JICA より手配旅行会社へ直接支払い） 出発空港：JICA が指定する居住地最寄りの国際空港
国際空港使用料	実費（帰国時のみ航空券に含まれている）
滞在費	JICA センターに宿泊の場合：2,098 円/日（朝・夕食付き） ホテル等に宿泊の場合：4,298 円/日（朝・夕食なし） （宿泊については JICA が直接支払い）
支度料	受入期間に応じた定額（10,000～27,000 円）
資料送付料	4,000 円
療養費等	JICA は研修員に海外旅行障害保険を付与する。 研修員はメディカル・カード等により療養等のサービスが受けられる。なお、既往症や歯の治療などは対象外。
健康診断料	対象となる研修員に規定項目の健康診断を実施する。
査証更新手数料	実費

6. 研修員資格の取り消し

日系サポーター研修員が以下の事項に該当する場合、JICA は研修員資格を取り消すとともに、手当の支給を打ち切り、帰国させることがあります。その場合、（6）および（9）を除き、帰国に要する経費は研修員の自己負担となります。

- （1）日本国の法令に違反したり、社会の秩序を乱す行為（セクシュアル・ハラスメント等を含む）を行った場合
- （2）提案団体（研修実施機関）の諸規則に違反した場合
- （3）JICA の指示や決定に従わない場合
- （4）本人の故意または重大な過失や怠慢等の事由で研修の継続が困難である場合
- （5）本人の都合で研修を中断する場合
- （6）傷病等のために研修の継続が困難になった場合
- （7）申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- （8）宿泊施設である JICA 国内機関の規則に従わない場合
- （9）その他 JICA がやむを得ないと認める事由が生じた場合

7. その他の留意事項

- （1）出身国の選挙時不在証明書の発給や旅券の有効期限の更新などには、自国の身分証明書が必要なので、該当者は持参してください。
- （2）研修員は本邦滞在期間中、以下の活動は認められません。
 - （ア）家族の随伴、同伴、同居
 - （イ）重大事故予防の観点から、オートバイや自動車の運転
 - （ウ）政治活動や営利目的の活動

- (3) 研修員は JICA で手配した航空券や宿泊施設の予約変更は出来ません
- (4) 研修員は本邦滞在期間中、特別な事情がある場合を除き国外に出ることが認められません。
- (5) 研修員は、研修修了後速やかに JICA が指定する経路で帰国することとなります。

8. 研修報告

派遣期間が 91 日以上研修員は原則来日後 1 ヶ月目、その後 3 ヶ月毎に「研修報告書」を提出し、全ての研修員は研修修了時に「研修総合報告書」を提出します。
研修最終日は JICA 国内機関で「最終報告会」を実施いただくこととなります。

9. 研修修了証書

予定通り研修を修了した日系サポーター研修員には、JICA 理事長名の研修修了証書 (CERTIFICATE) が与えられます。

10. 遠隔研修の導入について

来日前に遠隔研修を実施してから来日研修を実施する予定のコースがあります。

成績表

Score report



Tsukuba Test-Battery of Japanese

筑波日本語テスト集

あなたの TTBJ スコアは以下の通りです
Your TTBJ scores are as follows.

受験日 / Exam date	所属機関 / Affiliation	
2020/9/2	国際協力機構	
ID	氏名 / Name	メールアドレス / Mail
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

TTBJで受けたテスト : SPOT90-1、SPOT90-2、SPOT90-3、Grammar90-1、Grammar90-2、Grammar90-3、漢字SPOT50

SPOT90-1	30 / 30	[REDACTED]
SPOT90-2	30 / 30	[REDACTED]
SPOT90-3	30 / 30	[REDACTED]
Grammar90-1	30 / 30	[REDACTED]
Grammar90-2	30 / 30	[REDACTED]
Grammar90-3	28 / 30	[REDACTED]
漢字SPOT50	43 / 50	[REDACTED]

日本語力の総合スコア

99

漢字力の総合スコア

94